

文教警察企業常任委員会資料

(当初関係)

令和2年3月6日(金)

宮崎県警察本部

目 次

1 議案

(1) 議案第1号

令和2年度歳出予算について . . . P 1 (資料1)

[令和2年度歳出予算説明資料 P 511~520]

(2) 議案第24号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を

改正する条例について . . . P 6 (資料2)

[令和2年2月定例県議会提出議案 (令和2年度当初分) P 89]

文教警察企業 常任委員会 資料	令和2年度歳出予算について	令和2年3月10日(火) 宮崎県警察本部
-----------------------	---------------	-------------------------

1 令和2年度歳出予算の概要

区分	令和2年度当初(案)	令和元年度当初	増 減
総額	272億6,940万3千円	270億4,968万7千円	+ 2億1,971万6千円 (+0.8%)
人件費	204億7,350万1千円	204億1,175万3千円	+ 6,174万8千円 (+0.3%)
物件費	67億9,590万2千円	66億3,793万4千円	+ 1億5,796万8千円 (+2.4%)

※ 恩給及び退職年金費を除く。

2 事項別歳出予算額と主な事業

(単位:千円)

会計、科目、事項	令和2年度	令和元年度	前年度比
(会計)一般会計	27,269,403	27,049,687	219,716
(款)警察費	27,269,403	27,049,687	219,716
(項)警察管理費	23,623,429	23,706,192	▲82,763
(目)公安委員会費	13,782	13,963	▲181
(事項)委員報酬	6,816	6,816	0
(事項)委員会運営費	6,966	7,147	▲181
・警察署協議会運営費	3,421		
(目)警察本部費	21,633,808	21,680,578	▲46,770
(事項)職員費	18,648,556	18,712,734	▲64,178
(事項)運営費	2,985,252	2,967,844	17,408
・退職手当	1,413,087		
・警察業務電算化推進事業	366,259		
・新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業	272,274		
(目)装備費	387,055	376,962	10,093
(事項)装備費	387,055	376,962	10,093
・警察活動用車両維持費	265,893		
(目)警察施設費	839,431	912,494	▲73,063
(事項)警察施設費	839,431	912,494	▲73,063
・その他警察施設営繕費	190,754		
・その他警察庁舎及び宿舎維持管理費	331,215		
(目)運転免許費	749,353	722,195	27,158
(事項)運転免許費	749,353	722,195	27,158
・道路交通法に伴う講習体制整備事業費	321,144		
・運転免許証ICカード化運営事業	117,374		
(項)警察活動費	3,645,974	3,343,495	302,479
(目)警察活動費	3,645,974	3,343,495	302,479
(事項)一般活動費	2,122,585	1,703,003	419,582
・交番・駐在所セキュリティ対策事業	23,164		
・次世代警察無線システム等整備事業	269,919		
・広域緊急援助隊合同訓練	8,961		
(事項)交通安全施設維持費	464,162	459,339	4,823
(事項)交通安全施設整備事業費	1,059,227	1,181,153	▲121,926
・交通管制及び信号機改良等整備費	384,953		
・信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費	472,420		
・円滑化対策事業費	112,606		

事業名	交番・駐在所セキュリティ対策事業	新・改・既	課名	警察本部
		国庫・ <u>県単</u>		
<p>1 事業の目的</p> <p>近年、交番・駐在所で勤務中の警察官が襲撃され拳銃を奪われる事件等が全国的に発生し、地域住民を不安に陥れるなど、交番施設等のセキュリティ対策や警察官の執行力の強化が喫緊の課題となっている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、交番・駐在所に防犯カメラを設置して抑止効果を高め、犯罪の未然防止を図ることを目的とする。</p>				
<p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 23,164千円</p> <p>(2) 財源 一般財源</p> <p>(3) 事業期間 令和2年度</p> <p>(4) 事業内容 防犯カメラ等の整備</p>				
<p>3 事業の効果</p> <p>防犯カメラの整備により、交番・駐在所施設のセキュリティ機能を高め、勤務員及び勤務員の家族の安全を確保するとともに、不在時における施設の警戒強化及び交番等に対する犯罪抑止を図ることができる。</p>				

事業名	次世代警察無線システム等整備事業	新・改・ 既	課名	警察本部
		国庫・ 県単		
<p>1 事業の目的</p> <p>警察では、警察官相互の連携を図る通信手段として警察独自の無線システムを構築し、時代の変化や犯罪の広域化等に応じてシステムを更新、高度化してきたところである。</p> <p>この度、警察庁が国費整備の無線システムの老朽化や電波法の新規格への対応等に伴う更新、他県との情報共有が可能となる高度警察情報通信基盤システムの導入等を全国統一的に整備を行うことから、県費で整備した無線機等の更新整備を図り、警察通信等の全国的な統一性、均質性を保つことを目的とする。</p>				
<p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 269,919千円</p> <p>(2) 財 源 一般財源</p> <p>(3) 事業期間 令和2年度～令和3年度</p> <p>(4) 事業内容 警察無線システム等の更新整備</p>				
<p>3 事業の効果</p> <p>本事業による新たな無線システムの整備により、全国警察との情報共有、警察官の位置情報の把握、無線通信が困難であった山間部、大型商業施設内やトンネル内での無線通信の確立等、警察活動の強化を図ることができる。</p>				

事業名	広域緊急援助隊合同訓練	新・改・既	課名	警察本部
		国庫・県単		
<p>1 事業の目的</p> <p>大規模な自然災害及び事故災害等の発生を想定し、広域かつ迅速な災害警備活動ができるよう九州各県警の広域緊急援助隊・機動警察通信隊・航空隊をはじめ、自衛隊、消防等防災関係機関が集結した管区規模の部隊訓練を実施し、部隊間の連携強化、救助等の技能向上を図ることを目的とする。</p>				
<p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 8,961千円</p> <p>(2) 財源 一般財源</p> <p>(3) 事業期間 令和2年度</p> <p>(4) 事業内容 九州管区内の広域緊急援助隊等による合同訓練</p>				
<p>3 事業の効果</p> <p>本事業を通じて、各県警の広域緊急援助隊、機動警察通信隊、警察航空隊との連携及び隊員の技術向上を図るとともに、自衛隊・消防等防災関係機関との連携を強化することにより、県内における大規模災害発生時の迅速、的確な災害救助活動能力の向上や被害の拡大防止を図ることができる。</p>				

事業名	交通安全施設整備事業費	新・改・既	課名	警察本部
		国庫・県単		
1 事業の目的				
交通事故が多発している道路や特に交通の安全を確保する必要がある道路において、総合的な計画の下に交通安全施設の整備を行うことにより、交通環境の改善、交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑を図る。				
2 事業の概要				
(1) 予算額 1,059,227千円				
(2) 財源 国庫補助金：285,410千円 県債：319,200千円 一般財源：454,617千円				
(3) 事業期間 令和2年度				
(4) 事業内容				
ア 交通管制及び信号機改良等整備費 交通事故が多発している道路、歩行者の事故が多い道路などの指定された道路区間における交通管制センターや信号機の改良等の整備に係る経費 【国庫補助事業：384,953千円(内、補助金192,477千円)】				
イ 信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費 国庫補助対象区域以外の県内一円における信号機の新設、道路標識及び道路標示等の整備に係る経費 【県単独事業：472,420千円】				
ウ 円滑化対策事業費 交通の円滑を図ることにより効果的に交通事故を防止することができる場所として指定された地区における信号機新設や道路標示等の整備に係る経費 【国庫補助事業：112,606千円(内、補助金56,303千円)】				
エ コンクリート製信号機柱の鋼管柱化 【国庫補助事業：73,260千円(内、補助金36,630千円)】				
オ その他 信号機等のデザインポール共架整備費 【県単独事業：15,988千円】				
3 事業効果				
交通事故や交通量等の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の生命の保護と交通環境の向上を推進する。				

文教警察企業 常任委員会 資料	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を 改正する条例について	令和2年3月10日(火) 宮崎県警察本部
<p>1 条例名</p> <p>警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正の理由等</p> <p>古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第165号）が、令和元年11月22日に公布され、古物営業法の一部を改正する法律の施行期日が、令和2年4月1日とされた。</p> <p>同施行により、引用条項に項ずれが生じることから条例の一部を改正するもの。</p> <p>3 改正の内容</p> <p>警察関係使用料及び手数料徴収条例第3条の規定中、</p> <p>(35) 古物営業法第7条第4項の規定に基づく古物営業許可証の書換えを</p> <p>(35) 古物営業法第7条第5項の規定に基づく古物営業許可証の書換えに改正するもの。</p> <p>4 施行予定日</p> <p>令和2年4月1日から施行予定。</p>		